

令和4年度

守山養護学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「ともに学び 自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

## 2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ・問題行動等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ・問題行動等対策委員会」の構成員  
校長・教頭・事務長・教務主任・特別支援教育コーディネーター・学年主任・生徒指導主事・教育支援担当・養護教諭・当該児童生徒の担任・課外活動顧問・子ども応援委員会コーディネーター、スクールカウンセラー（スクールカウンセラーについては、必要に応じて出席を依頼する。）、スクールソーシャルワーカーなど

## 3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 児童生徒とふれあう時間をできる限り多くとる。
- ・ 児童生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

#### 4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 未然防止だけでなく、早期発見・対応等あらゆる場面において、自分たちを見てほしいという児童生徒の声を大切にしておこなう。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童生徒の実態を踏まえ、必要に応じて子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

##### (1) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にす」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「いじめ防止教育プログラムを活用した実践に取り組み」「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。  
活用資料「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校における人権教育を進めるために～実践編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編～」など

##### (2) 授業づくり

- ・ 児童生徒の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向けた、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 児童生徒の発達段階や特性に応じた教材・教具を効果的に活用した授業づくりを目指す。

##### (3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に位置付け、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき・学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に児童生徒が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、児童生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 「なごやいじめ I N G キャンペーン」等の機会を生かし、いじめについて考えたり、お互いに気持ちよく生活するためにはどうすればよいか気付いたりすることができるようにする。

#### 《学校全体での取組・活動》

「小中交流会」「お昼の放送での人権に関する本の読み聞かせ活動」

「I N G ポスターの作成」

#### 《学部・学年での取組・活動》

「学年集会でのふれあい活動」「縦割りグループでの職業（作業）活動」「産業科生活委員会による朝の挨拶活動」「I C T を使った交流活動」

## 5 早期発見の取組

学校生活すべての場において、児童生徒をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的に観察を心掛けるとともに、家庭とやり取りする連絡帳の記述からも児童生徒の様子を把握する。また、心配な状況を把握した際には質問紙によるアンケート調査（高）、教育相談等における面談（高）なども行う。また、子ども応援委員会と必要に応じて定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

### （1）日常的な観察

- ・ 日頃から児童生徒との触れ合いを多くして、児童生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童生徒が示すサインを見逃さないようにする。

### （2）緊急的な記名式のアンケート調査（高）

- ・ 重大事態につながるおそれを把握した場合には、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

### （3）教育相談（高）

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童生徒のいじめについて見聞きした場合には、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対明かさないと伝えておく。  
※ 小中学部においては、日頃の指導の中で児童生徒の心身の状態を把握し、必要に応じて個別指導の時間を取る。
- ・ 必要に応じて、年度始めに、生徒とスクールカウンセラーとの面談を実施する。
- ・ 児童生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

### （4）保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から連絡帳を通して児童生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、特に高等部生徒が多く利用する名鉄小幡駅に、児童生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡してもらうよう依頼しておく。

### （5）相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 連絡帳（毎日使用するかばん等）に入れておくなど、いつでも見るができるよう指導する。

## 6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

### （1）いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ・問題行動等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ・問題行動等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
  - ・ 30日を待たず、1週間をめどに連絡し概要を報告する。
- 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。
- (2) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援
- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
  - ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童生徒が欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童生徒およびその保護者の心情に寄り添いながら支援する。  
その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめられた児童生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
  - ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日の内に事実関係を伝える。
  - ・ 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
  - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。
- (3) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
- ・ いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携していじめた児童生徒への謝罪を含めた以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮する。
  - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働き掛け
- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ・ 学級学年全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、なくそうという気持ちになれるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者、相談機関の窓口等が実施する取組を周知する。
- ・ 大人の目に触れにくく、発見しにくいパスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについて、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状についての理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を適切に決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、教頭と子ども応援委員会コーディネーターが子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

いじめが発生した場合の対応の流れ

直接目撃した  
(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

通報・相談を受けた  
(本人、他の児童生徒、保護者などから)

その場で制止・指導  
軽視・見て見ぬふりをしない

真摯に傾聴  
軽視・後回しにしない

「いじめ・問題行動等対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告  
校長・教頭・事務長・教務主任・特別支援教育コーディネーター・学年主任・  
生徒指導主事・教育支援担当・養護教諭・当該児童生徒の担任・課外活動顧問・  
子ども応援委員会コーディネーター・SC・SSW等

●情報の共有

●対応策の検討・協議・決定

●関係児童生徒に関する情報収集

●関係児童生徒等への事情聴取

●いじめの有無の確認

いじめの認知・判断

重大  
事態

- 病院搬送等応急処置
- 教育委員会への一報
- 子ども応援委員会との連携
- 事実関係を明確にするための調査の実施
- 警察・法務局等への相談通報(校長・教頭)
- 緊急アンケートの実施(教務主任・生徒指導主事)

ネ  
ッ  
ト

- 教育委員会への一報
- 委託業者へ相談(校長・教頭)

- 被害・加害児童生徒の保護者への連絡・家庭訪問(担任・教務主任)
- 被害児童生徒の安全確保・心のケア(養護教諭・スクールカウンセラー)
- 被害・児童生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置(担任・生徒指導主事)
- 観衆・傍観者への指導(学年主任・生徒指導主事)
- 状況に応じた謝罪等の場の設定(教頭)
- 客観的な事実(聞き取りの内容等)を、時系列で正確に記録(担任・教務主任)
- 子ども応援委員会との連携(教頭・子ども応援委員会コーディネーター)

一定の解消

→ 継続指導・経過観察

→ 再発防止・未然防止の取組

年間を見通したいじめ防止のための指導計画

学期	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
1	<p><b>職員会議</b> (月1回) ・指導方針 ・指導計画</p> <p><b>いじめ・問題行動等対策委員会</b> (月1回) ※事案発生時には、いじめ・問題行動等対策委員会を随時開催</p>	<p><b>互いを認め合う 学級づくり</b> (健脚会・体験学習、オリエンテーション宿泊合宿、中津川野外学習、修学旅行) ※分かる授業・全員が参加活躍できる授業 ※いじめ防止教育プログラムの活用「トラブル防止！話し方教室」 <b>個人懇談会</b> <b>学年懇談会</b></p>	<p><b>あったかハート配布</b> ※日常的に観察を心掛けるとともに家庭とやり取りする連絡帳の記述からも児童生徒の様子を把握する。</p>	<p>現職教育 「いじめ・体う罰虐待防止について」 (7月)</p>
2	<p><b>職員会議</b> (月1回) ・指導方針 ・指導計画</p> <p><b>いじめ・問題行動等対策委員会</b> (月1回) ※事案発生時には、いじめ・問題行動等対策委員会を随時開催</p>	<p><b>互いに協力し合う 学級づくり</b> (体育大会・運動会、修学旅行、学習発表会) <b>あいさつ運動</b> <b>なごやINGキャンペーン</b> <b>学年集会「人権」</b> ※分かる授業・全員が参加活躍できる授業 <b>個人懇談会</b></p>	<p>※日常的に観察を心掛けるとともに家庭とやり取りする連絡帳の記述からも児童生徒の様子を把握する。</p>	<p>現職教育 「自殺予防教育について」 (11月)</p> <p>現職教育 「人権について」 (12月)</p>
3	<p><b>職員会議</b> (月1回) ・指導方針 ・指導計画</p> <p><b>いじめ・問題行動等対策委員会</b> (月1回) ※事案発生時には、いじめ・問題行動等対策委員会を随時開催</p>	<p><b>互いを思いやる 学級づくり</b> (交流会、修学旅行) ※分かる授業・全員が参加活躍できる授業 ※いじめ防止教育プログラムの活用「勇気をもって行動する」 <b>学年・学級懇談会</b> <b>個人懇談会</b></p>	<p>※日常的に観察を心掛けるとともに家庭とやり取りする連絡帳の記述からも児童生徒の様子を把握する。</p>	

※ いじめ・問題行動等対策委員会は個々に行うが、場合によっては職員会議等と同時にすることも考える。